第二百十六条　都道府県知事は、その職員に、法第百七十二条第一項の規定により立入検査をさせたときは、令第十九条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第九十九による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2　［略］

3　市長は、その職員に、法第百七十二条第一項の規定により立入検査をさせたときは、令第十九条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第九十九による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

4　［略］

第二百十七条　都道府県知事は、法第百七十三条第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第十九条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

2　市長は、法第百七十三条第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第十九条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

備考　表中の［　］は注記である。

別表第一第二の項上欄中「大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設（以下「水銀排出施設」という。）」を「水銀排出施設」に改め、同項中欄中「大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設（以下「ばい煙発生施設」という。）」を「ばい煙発生施設」に、「大気汚染防止法第二条第九項に規定する一般粉じん発生施設（以下「一般粉じん発生施設」という。）」を「一般粉じん発生施設」に、「振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二条第一項に規定する特定施設であつて、同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するもの（以下「振動発生施設」という。）」を「振動発生施設」に、「騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項に規定する特定施設であつて、同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するもの（以下「騒音発生施設」という。）」を「騒音発生施設」に、「第十八条の二十二」を「第十八条の二十七」に改める。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第五十一条の四、第百十条の三、第百三十一条の三、第百六十六条の三関係）

項目	認定の基準
一　本社の関与及び法令遵守の確保	1　法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針、法令遵守のための指針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が法第三十四条の二の認定、法第七十一条の二の認定、法第八十四条の二の認定又は法第百四条の二の認定（以下この表において単に「認定」という。）に係る事業者の全ての従業員に理解され、実施され、かつ、維持されていること。 2　法人の代表者が、前号の諸施策に照らして、保安の確保に関する予算及び人材等の資源の配分について定期的に検証を行い、必要に応じてその配分の見直しを行っていること。 3　認定に係る事業者における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。
二　保安に係るリスク管理の体制	1　各事業所を統括し、保安管理を担当する部門（この表において「保安管理部門」という。）が設置されており、設備管理計画等に当該部門の意見が十分に反映されることが明確に定められ、かつ、意見が十分反映されていること。 2　本社又は本社の委任を受けた者が、事業所に対し、保安管理の実施状況について定期的に監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。 3　保安管理部門及び事業所が、経済産業大臣が定める基準に従つて、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行つていること。
三　サイバーセキュリティの確保	認定高度保安実施ガス小売事業者にあつては第二十四条第一項第六号、認定高度保安実施一般ガス導管事業者にあつては第九十二条第一項第六号、認定高度保安実施特定ガス導管事業者にあつては第百三十一条第一項において準用する第九十二条第一項第六号、認定高度保安実施ガス製造事業者にあつては第百四十八条第一項第六号の規定に基づきサイバーセキュリティの確保のための措置を講じており、サイバーセキュリティに関する最新の知見を踏まえて当該措置の評価及びその改善を継続的に行つていること。